

ハノイ日本人学校PTA細則

第1章 代表委員、委員の選出

第1条 規約第4章第9条规定の代表委員(校長・学校委員は除く)、第7章第17条规定の会計監査委員の選出方法は、次の通りとする。

[代表委員]

- ① 代表委員の選出は、全会員への公募による立候補を原則とし、代表委員選出会（以下、選出会という）を開催し、出席会員の選挙により選出する。この選出会は臨時総会を兼ねる。
なお、規約第8章第19条に従い、選出会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）で成立する。また、立候補者が1名の場合は、選出会出席会員の過半数の信任をもって当選とする。
- ② 会員への公募によっても立候補者がない場合、代表委員会は、代表委員に就任可能な会員と協議し推薦候補の同意を得た上で、選出会にて推薦候補者として選出会出席会員の過半数の信任を得ることにより選出される。
- ③ 代表委員に欠員が生じた場合は、専門委員又は代表委員の補欠委員から代表委員に就任可能な委員と協議し、委員の同意を得た上で就任する。専門委員から代表委員の欠員を選出し、専門委員に欠員が生じた場合は該当専門委員の補欠委員が就任する。なお、代表委員一の欠員による交代にあたっては、総会による承認を要しないものとする。

[会計監査委員]

- ① 会計監査委員の選出は、原則として、当該年度代表委員が、会計監査委員に就任可能な過年度代表委員及び委員を経験した会員と協議し、推薦立候補の同意を得た上で、選出会にて推薦候補者として選出会出席会員の過半数の信任を得ることにより選出される。
- ② 会計監査委員に欠員が生じた場合は、代表委員会にて①と同様に過年度代表委員及び委員を経験した会員から推薦の上、被推薦者の同意をもって欠員となった会計監査委員に就任する。なお、会計監査委員の欠員による交代にあたっては、総会による承認を要しないものとする。

[専門委員]

① 専門委員の選出は、新年度のクラス編成発表後の4月に、各クラスにて互選の上、選出する。ただし、互選にあたり既に新年度の代表委員及び会計監査委員に選出された者は除外する。なお、委員の互選にあたっては、欠員に備え補欠委員も同時に選出する。

この細則は平成8年6月10日より施行する。

平成12年4月17日一部改正 平成18年4月23日一部改正

平成19年11月14日一部改正 平成20年4月27日第2章適用

平成21年2月9日一部改正 平成22年3月18日一部改正

平成23年4月24日一部改正 令和3年4月25日一部改正

令和4年2月9日一部改正 令和5年2月9日一部改正

令和6年度2月6日一部改正